



2日臨技発第82号

令和2年7月20日

一般社団法人 日本病院会

会長 相澤 孝夫 様

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会長職務代行

代表理事副会長 横地 常広



「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の受講促進について（お願い）

謹啓 青葉の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は日臨技の事業活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、平成26年「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成27年4月1日から臨床検査技師においても検体採取が実施できることとされた。平成27年4月1日において、現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないとされており、各自判断により受講することとしているところである。

指定研修会については、日臨技において、厚生労働省地方厚生局所在地（四国支所、沖縄分室を含む）の9箇所で開催することとし、平成27年1月に東京都での開催を皮切りに令和元年12月まで、延べ229回、59,965人が受講されましたが、病院、診療所に勤務している約3割弱が受講していない状況であります。（別添1 都道府県別、会員受講率）

このことから、今般の新型コロナウイルス感染症が発生している状況に鑑み、今後、他の流行性感染症を含む、さらなる感染拡大に対応する検査体制の強化のため、普段従事する業務において検体採取を行う予定がない臨床検査技師においても、特段の理由がある場合を除き、全ての臨床検査技師において、予め指定研修を受講するよう、別添、令和2年6月2日 厚生労働省医政局医事課長から各都道府県医務主管部局長あて通知された。

なお、本講習会については、新型コロナウイルス感染症の発生から中止としていますが、講習会の重要性に鑑み、11月を目途に再開することとしており、開催の案内については、当会ホームページに掲載するので、貴会においてもご了知いただくとともに、会員施設に対して、周知くださるようお願いいたします。

謹白

メールアドレス: [jamt@jamt.or.jp](mailto:jamt@jamt.or.jp)

担当専務理事 深澤恵治、事務局 山内優子

検体採取等に関する厚生労働省指定講習会 都道府県別修了者一覽 別添1

日臨技支部名	都道府県技師会	会員数	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		修了者総合計	全受講率(%)
			修了者数合計	修了率(%)	修了者数合計	修了率(%)	修了者数合計	修了率(%)	修了者数合計	修了率(%)	修了者数合計	修了率(%)		
北日本支部	北海道	3,209	720	22	431	13	331	10	493	15	339	11	2,314	72
	青森県	631	115	18	94	15	98	16	77	12	91	14	475	75
	岩手県	575	156	27	73	13	94	16	58	10	65	11	446	78
	宮城県	1,121	414	37	124	11	106	10	108	10	141	13	893	80
	秋田県	593	125	21	43	7	127	21	68	12	73	12	436	74
	山形県	613	138	23	80	13	109	18	79	13	44	7	450	73
	福島県	1,137	299	26	197	17	195	17	145	13	90	8	926	81
	新潟県	1,381	247	18	189	14	239	17	187	14	194	14	1,056	76
	日臨技	136	24	18	7	5	16	12	22	16	26	19	95	70
	[北日本支部]	9,396	2,238	24	1,238	13	1,315	14	1,237	13	1,063	11	7,091	75
関甲信支部	茨城県	1,289	240	19	101	8	180	14	206	16	190	15	917	71
	栃木県	965	173	18	104	11	230	24	168	17	114	12	789	82
	群馬県	1,064	235	22	93	9	226	21	191	18	159	15	904	85
	埼玉県	3,159	864	27	306	10	352	11	482	15	438	14	2,442	77
	山梨県	491	122	25	62	13	64	13	76	16	68	14	302	80
	長野県	1,389	480	35	173	13	170	12	156	11	154	11	1,133	82
	日臨技	485	69	14	31	6	31	6	74	15	135	28	340	70
	[関甲信支部]	8,642	2,183	25	870	10	1,253	14	1,353	15	1,258	14	6,917	78
	千葉県	2,226	475	21	197	9	313	14	430	19	279	13	1,694	76
	東京都	6,397	1,860	29	571	9	733	12	909	14	775	12	4,048	76
神奈川県	3,475	832	24	309	9	405	12	528	15	566	16	2,640	76	
日臨技	1,079	164	15	63	6	93	9	191	18	290	27	801	74	
[首都圏支部]	13,177	3,331	25	1,140	9	1,544	12	2,058	16	1,910	15	9,883	76	
中部圏支部	富山県	568	101	18	74	13	73	13	86	15	80	16	423	74
	石川県	720	191	27	156	22	101	14	98	14	64	9	610	85
	岐阜県	882	294	33	214	24	112	13	66	8	70	8	756	86
	静岡県	1,768	263	15	333	19	277	16	221	13	208	15	1,362	77
	愛知県	3,440	1,233	36	624	18	330	10	319	9	296	9	2,802	81
	三重県	703	270	38	104	15	94	13	71	10	56	8	585	85
	日臨技	297	68	23	36	12	31	10	27	9	62	21	224	75
	[中部圏支部]	8,378	2,420	29	1,541	18	1,018	12	888	11	905	11	6,772	81
	福井県	389	43	11	46	12	68	18	70	18	63	16	290	75
	滋賀県	591	106	18	123	21	52	9	72	12	65	11	418	71
京都府	1,194	189	16	168	14	167	14	172	14	178	15	874	73	
大阪府	3,603	714	20	578	16	360	10	533	15	494	14	2,679	74	
兵庫県	2,081	426	21	356	17	223	11	290	14	288	14	1,583	77	
奈良県	632	271	43	89	14	44	7	42	7	73	12	519	82	
和歌山県	376	112	30	92	25	66	18	24	6	18	5	312	83	
日臨技	638	94	11	101	12	81	10	102	12	187	22	565	67	
[近畿支部]	9,704	1,955	20	1,553	16	1,061	11	1,305	13	1,376	14	7,250	75	
中四国支部	鳥取県	334	85	25	85	25	62	19	42	13	33	10	307	92
	島根県	447	112	25	84	19	54	12	45	10	50	11	345	77
	岡山県	1,437	410	29	320	22	241	17	127	9	112	8	1,210	84
	広島県	1,851	707	38	335	18	201	11	117	6	158	9	1,518	82
	山口県	802	217	27	187	23	128	16	79	10	53	7	664	83
	徳島県	440	90	21	113	26	47	11	31	7	67	15	348	79
	香川県	697	291	42	164	24	55	8	55	8	40	6	605	87
	愛媛県	816	297	36	149	18	106	13	65	8	63	8	680	83
	高知県	665	125	19	149	22	92	14	64	10	49	7	479	72
	日臨技	180	34	19	20	11	16	9	25	14	50	28	145	81
[中四国支部]	7,669	2,368	31	1,606	21	1,002	13	650	9	675	9	6,301	82	
九州支部	福岡県	3,446	986	29	891	26	302	9	188	6	358	10	2,725	79
	佐賀県	330	103	31	88	27	40	12	14	4	35	11	280	85
	長崎県	882	316	36	236	27	97	11	48	5	60	7	757	86
	熊本県	1,328	396	30	349	26	135	10	77	6	142	11	1,099	83
	大分県	917	206	25	184	23	90	11	60	7	78	10	618	76
	宮崎県	493	148	30	120	24	54	11	26	5	40	10	396	80
	鹿児島県	689	161	23	128	19	91	13	67	10	94	14	541	79
	沖縄県	847	335	40	133	16	86	10	71	8	56	7	681	80
	日臨技	236	41	17	42	18	16	7	18	8	66	28	183	78
	[九州支部]	9,067	2,692	30	2,171	24	911	10	589	6	937	10	7,280	80
[小計:89 日臨技]		494		300		284		459		816		2,353		
合計:会員	66,233	17,187	26	10,119	15	8,104	12	8,060	12	8,124	12	51,594	78	
合計:入会申請者		1		1		0		0		0		2		
合計:非会員		2,461		1,422		1,152		1,232		2,102		8,369		
総合計		19,649		11,542		9,256		9,292		10,226		59,965		

医政医発 0602 第 2 号  
令和 2 年 6 月 2 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査の更なる検査体制の整備のため、「診療放射線技師及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について」に伴う臨床検査技師の業務の研修の受講に関する留意事項について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「法」という。）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 46 号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 18 号）により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、検体採取についても、平成 27 年 4 月 1 日から臨床検査技師において実施できることとされた。また、法及びこれに伴って発出された「診療放射線技師及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について」（平成 27 年医政医発 0331 第 2 号）で、平成 27 年 4 月 1 日において、現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないとしており、各自判断により受講することとしているところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査については、医師が必要と認める場合に確実に実施されることが重要であり、この件数の増加のため、更なる検査体制の整備が急務となっていることから、この臨床検査技師の指定研修の受講に関する留意事項等を改めて、下記のとおり取りまとめた。

については、貴職におかれては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の医療機関、関係機関、関係団体等の施設長に対し、広く周知いただき、施設における指定研修の未受講者に対する受講促進をお願いする。

## 記

### 第一 更なる検査体制の整備のための臨床検査技師の指定研修の受講に関する留意事項

- 1 検体採取を行おうとするときには、あらかじめ指定研修を各自判断により受講することとしているが、今般の新型コロナウイルス感染症が発生している状況に鑑み、今後、他の流行性感染症を含む、さらなる感染拡大に対応する検査体制の強化のため、普段従事する業務において検体採取を行う予定がない臨床検査技師においても、特段の理由がある場合を除き、全ての臨床検査技師において、予め指定研修を受講されたい。
- 2 平成 27 年 1 月より開始された指定研修について、検査センターや医育機関等の従事者、検体採取を担当業務として行わない者等、個別理由により受講していない臨床検査技師（以下「未受講者」という。）への受講促進のため、医療機関、関係機関、関係団体等の施設長においては、該当者の確認を行うとともに、未受講者が早期に受講するよう調整いただきたい。

### 第二 臨床検査技師における業務の研修に関する留意事項

指定研修については、日本臨床衛生検査技師会においてとりまとめられており、受講対象となる者の修了割合の増加に伴い、開催規模の縮小が予定されている。開催スケジュールについては、当該団体情報より参考とされたい。

#### <研修実施団体>

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

ホームページ URL //www.jamt.or.jp/

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

### 第三 新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査体制拡充のための特例的措置について

- 1 指定研修については、鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する内容の他、皮膚表在組織病変部や肛門等からの検体採取及び味覚嗅覚検査についても研修項目としているところであるが、受講修了者は現在6万人弱に留まり、未受講者が相当数いるものと推測される。

このことから、PCR検査体制の早急な確保のため、当該研修の未受講者を対象として、臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修（以下「新型コロナ診断のた

めの検体採取に関する研修」という。)を都道府県等において別途企画いただきたく、別添のとおり、「臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修の実施について」(令和2年6月2日付け厚生労働省医政局医事課・健康局結核感染症課事務連絡)を発出している。

- 2 新型コロナウイルス診断のための検体採取に関する研修は、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取のみを行うことを想定した研修であり、オンラインによる研修終了後、検体採取の実技研修を都道府県等ごとに定める場所において行うことで、指定研修を受講していない臨床検査技師においても当該行為の実施を可能とするための研修である。

なお、都道府県等における当該研修の実施に際しては、各都道府県臨床(衛生)検査技師会における協力が得られることとなっている。

- 3 本研修は新型コロナウイルス感染症の感染拡大への体制強化のため、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修であるため、上記2に基づいて、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後に検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。

事務連絡  
令和2年6月2日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省健康局結核感染症課

臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査  
のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修の実施について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、先般、「感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための研修の実施について」（令和2年5月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、

- ・ 歯科医師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修
  - ・ 臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において採取した検体の検査手技の研修
- の積極的な実施をお願いしたところである。

臨床検査技師による検体採取については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）等により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成27年4月1日から実施できることとなった。また、同法附則第32条第1項の規定により、同日において現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないこととされており、各自が必要に応じて受講することとしているところ、当該指定研修の受講修了者は現在6万人弱に留まり、検査センターや医育機関等の従事者、検体採取を担当業務として行わない者等、個別理由により受講していない臨床検査技師が相当数いるものと推測される。

今般、今後の感染拡大を想定したPCR検査体制の早急な強化に向けて、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を実施可能な臨床検査技師を増員するため、特段の理由により指定研修を受講していない者を

対象として、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修を実施し、当該研修の受講・修了により、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を特例的に実施可能とすることとし、下記のとおり整理するとともに、留意事項等を取りまとめた。

については、上記の臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修を感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の活用により、地域の臨床検査技師会に対する研修の委託により、可能な限り、都道府県等において実施をお願いする。

なお、本研修の実施に当たっては、各都道府県臨床検査技師会に実施における協力が得られることとなっており、あらかじめ後掲の問い合わせ先に連絡されたい。

## 記

### 第一 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修に関する留意事項

- 1 改正法附則第32条第1項の規定により、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、指定研修を受けなければならないこととされているところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への体制強化のため、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修を受講・修了した臨床検査技師において、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を特例的に実施可能とする。
- 2 本研修は新型コロナウイルス感染症対策としての検査体制の整備を目的としたものであり、指定研修に比べて、内容や所要時間を限定しているため、上記1に基づいて、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後、検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。
- 3 本研修の実施を終了する時期については、新型コロナウイルス感染症の収束状況に鑑み、本事務連絡を廃止する旨の事務連絡を改めて発出することとする。

### 第二 研修の実施に当たる問い合わせ先

問い合わせ先：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

※ なお、実施する場合の具体的な研修方法等については、別添のとおりとりまとめているため、参考にされたい。

臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした  
PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について

## 第1 研修会の開催方法、実施主体

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」という。)及び都道府県臨床(衛生)検査技師会(以下「地臨技」という。)が協力して、都道府県(保健所設置市及び特別区を含む)が表記の研修を実施する場合に、表記の研修は、(1)検体採取の基礎研修及び(2)実地研修により開催し、(1)検体採取の基礎研修については日臨技が実施主体に、(2)実地研修(実技指導)については、都道府県が実施主体となり、開催するものとする。

ただし、(2)の研修については、都道府県等の委託を受け、当該地臨技が業務の全部または一部を受託することができる。

## 第2 受講対象者

都道府県又は医療機関等において、新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査のために必要な検体採取の要員を確保し、体制を整備及び充実するために本研修の受講が望ましいと判断した臨床検査技師で、日臨技が実施している「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の未受講者。

ただし、平成28年以降、大学及び養成校等に入学し、臨床検査技師免許を取得した者は新カリキュラムにおいて修得しているため、本研修及び上記指定研修の受講は必要ない。

なお、本研修は新型コロナウイルス感染症対策としての検査体制の整備を目的としたものであり、指定研修に比べて、内容や所要時間を限定しているため、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後、検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。

## 第3 開催方法、開催時期

### (1) 検体採取の基礎研修

開催方法: Webを活用したオンラインによる基礎研修

開催時期: 令和2年6月以降に開始実施予定、日臨技ホームページ(URL:  
[//www.jamt.or.jp/](http://www.jamt.or.jp/))に掲載し、日臨技ホームページ上で常時配信、聴講可能とする。

### (2) 実地研修(実技指導)

検体採取の基礎研修の受講修了者を対象として都道府県等が順次開催する。



## 第4 研修の内容、実施方法

### (1) 検体採取の基礎研修

〈カリキュラム〉

科目	所要時間	内容
研修会の趣旨説明	30分	オリエンテーション
新型コロナウイルス感染症とは	40分	・新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識 ・新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
検体採取の基礎	100分	・鼻腔咽頭からの検体採取の基礎
検体採取の方法	10分	・正しいPPE着脱ならびに検体採取の方法

### (2) 実地研修（実技指導）

#### ① 実施方法

WEBによる検体採取の基礎研修を修了した者は、都道府県等が定める日時場所において、関係団体との密な連携のもと、実地研修(実技指導)を実施。

#### ② 実技指導（20分程度）(例)

都道府県等において、オンライン研修を踏まえた研修案を策定するが、指導例の一例を記載する。

#### ア 自施設において実技指導を受けることができる者

実際に自施設において検体採取を行っている者から実技指導（OJT）を受ける。この場合は指導終了後に、自施設の施設長による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉

- ・鼻腔からの検体採取の実際
- ・咽頭からの検体採取の実際
- ・个人防护具の着脱方法
- ・その他

#### イ 自施設において実技指導を受けることができない者

都道府県等が定める方法にて、検体採取を行っている者から実技指導（OJT）を受ける。この場合は指導終了後に、都道府県等の担当課等による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉 ア 自施設において実技指導を受けることができる者に倣う。

## 第5 受講申込

- (1) 検体採取の基礎研修の受講申し込みは、日臨技ホームページの「検体採取の基礎研修会」の専用ページから行う。
- (2) 実地研修は、都道府県等が定める方法で行う。